

年金

国民年金保険料のお支払いは口座振替が一番です

便利で確実、納め忘れもない口座振替で納付しましょう。

口座振替の場合

○納期のたびに金融機関に行く必要がなく、手間が省けます。特に忙しい方や不在がちな方にとって便利です。
○指定した預金口座から、毎月の振替日に自動的に振替納付されますので、納め忘れがありません。
便利で安心な制度です。ぜひ、ご利用ください。

ご利用できる金融機関

広島銀行・伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・松山市農協の本店、各支店、支所及び郵便局

お申込み手続き

指定の口座振替依頼書に、必要事項を記入、通帳届出印を押印のうえ、金融機関、もしくは年金係の窓口へ提出してください。

なお、郵便局の場合は、郵便局専用の依頼書になります。郵便局でお尋ねください。

便利でお得な保険料の前納制度

国民年金の保険料には、まとめて納められ、少しお得な前納制度があります。
10月は、半年前納で納めることができる月です。

平成13年10月～平成14年3月まで
一か月ずつなら
79,800円

半年前納なら
79,150円
650円お得です。

半年前納を希望される方は、手続きをします。20日までに年金係へご連絡をお願いします。

なお、今回の半年前納の納付期限は、10月末までです。ご注意ください。

お問合せ先

役場町民課年金係
☎985-4106

10月の納税

町県民税 第3期
国民健康保険税 第4期

口座振替日は

銀行・信金……10月25日(木)

農協・郵便局…10月29日(月)

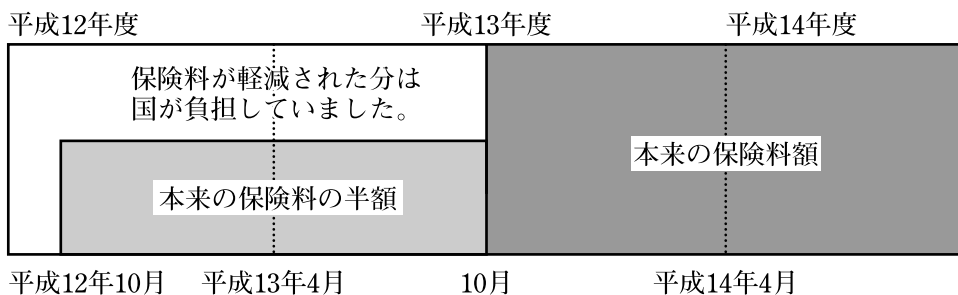
※納税は便利な口座振替で

～税金納めて住みよい町のお手伝い～

介護

平成13年10月から本来の介護保険料額の徴収が始まります。

●保険料額の推移●



65歳以上の方の保険料については、介護保険制度に慣れていたために国の特別対策により平成13年9月までは半額を納めることになっていましたが、平成13年10月からは本来の保険料の額を納めていただくようになります。なお、普通徴収の方は便利な口座振替をご利用ください。

保険料を納めないでいると…

- 滞納期間に応じて次のような措置が講じられます。
- 保険料を1年以上滞納している場合
サービスの利用者が費用の全額を負担し、申請により後で給付が行われます。(償還払化)
- 保険料を1年6か月以上滞納している場合
前記により償還払いされる費用の全部又は一部が差し止められます。さらに、滞納している保険料の額と差し止めた給付の額とを相殺する場合もあります。
- 保険料を2年以上滞納している場合
利用者負担が1割から3割負担に引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなります。

お問合せ先

役場介護保険課保険料係
☎985-4115

お詫言正

広報まさき9月号5ページに掲載しました介護保険の記事に誤記がありましたので、訂正いたします。
2段目、「1か月にどのくらい利用できるの？」の文中4行目

◆誤 ※平成13年1月からは、短期入所区分、訪問通所区分がひとつになります。

◆正 ※平成14年1月からは、短期入所区分、訪問通所区分がひとつになります。

たいへん、ご迷惑をおかけしました。

介護保険課

